

## 山口県新型コロナウイルス対応ウェディング応援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山口県新型コロナウイルス対応ウェディング応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、結婚式等の実施を希望するカップルが、新型コロナウイルス感染症流行下においても希望する時期に安心・安全な結婚式等ができるよう、感染防止対策を講じた結婚式等の経費の一部を補助することによって、社会全体で結婚を応援する気運を醸成することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 結婚式等 結婚式又は披露宴、若しくはその両方をいう。結婚等を記念して写真撮影のみ実施する場合を含む。なお、結婚式場、飲食店、自宅等、実施する会場は問わない。
- (2) 配偶者等 カップルのうち補助金の申請者でない者

### (補助対象者)

第4条 この補助金の対象者は、次の各号のすべてに該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間に、結婚式等を実施した者
- (2) 山口県内で結婚式等を実施した者
- (3) 山口県内に居住している者（カップルの2人とも山口県内に居住している場合はいずれかの者）であり、結婚式等を実施した日から、1年以上山口県内に居住する予定である者
- (4) 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会及び一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が策定した結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づく新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた結婚式等を実施した者
- (5) 前号に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症について、山口県知事が要請した事項に従い、結婚式等を実施した者
- (6) 配偶者等を含め、過去に本補助金の交付を受けていない者
- (7) 配偶者等を含め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
- (8) 配偶者等を含め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) 又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助対象経費)

第 5 条 補助対象経費は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象経費は、挙式料、会場使用料、貸衣装、ヘアメイク・着付け、写真・映像、司会、音響、プロジェクタ使用料、装花等その他の結婚式等の実施に直接必要な経費とする。ただし、飲食代、引出物、招待状・席次等の印刷物等出席者の人数に応じて変動する経費や、二次会経費、バス・タクシー等の移動費、旅行・宿泊費、結婚指輪代、衣装購入費、親族の貸衣装代、余興にかかる謝礼等は補助対象経費に含めないもの (補助対象外経費) とする。また、補助対象経費であっても、本社又は支社、営業所等を山口県内に有していない事業者を利用したものは補助対象外経費とする。
- (2) 結婚式場等事業者が提供するいわゆるパックプランにより結婚式等を実施した場合等、前号の補助対象経費と補助対象外経費の内訳が明細書等で明確に区分できない場合は、その支払総額の 1/2 の額を補助対象経費とする。
- (3) 補助対象経費にかかるサービス料及び消費税については、補助対象経費に加えることができるものとする。

(補助対象外の結婚式等)

第 6 条 次の各号に掲げる結婚式等は補助金の補助対象外とする。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業に該当する営業を行う事業者が飲食、サービス等を提供する結婚式等。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している事業者が飲食、サービス等を提供する結婚式等。

(補助金の額)

第 7 条 補助金の額は、第 5 条に掲げる補助対象経費の 1/2 の額とする。ただし、千円未満を切り捨て、10 万円を限度とする。

(交付申請及び実績報告)

第 8 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式により、知事に交付申請及び実績報告を行うものとする。

- 2 規則第 3 条第 1 項の知事が定める期日は、補助金の交付を受けようとする年度の別に定める期日とする。

(交付決定及び交付額の確定等)

第 9 条 知事は、前条の規定による交付申請及び実績報告書を受けた日の属する月の翌月末日までに、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、補助対象者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による交付額の確定を行った日から 30 日以内に補助金を交付する。

(報告及び検査)

第 10 条 知事は必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、もしくは事業の遂行について必要な指示をし、又は関係職員をして帳簿その他の関係書類を検査させ若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 11 条 知事は、補助対象者が規則第 14 条各号及び次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第 12 条 その他、次の各号に定めるところによる。

(1) カップルは、ガイドラインに掲げる対策内容を理解するとともに、国や県、市町からの感染症に関する対応方針を踏まえ、感染防止対策を講じた安全な結婚式等を実施すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行の拡大等により、国や県、市町から、山口県内での結婚式等の実施に関する要請が発せられた場合においては、補助金の取扱いを変更する場合がある。

(3) この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 山口県新型コロナウイルス対応ウェディング応援事業補助金交付申請書兼実績報告書

山口県新型コロナウイルス対応ウェディング応援事業補助金の交付を受けたいので、山口県新型コロナウイルス対応ウェディング応援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて提出します。

|       |                                    |  |          |                          |       |
|-------|------------------------------------|--|----------|--------------------------|-------|
| 山口県知事 |                                    | 様  |          | 年 月 日                    |       |
|       |                                    | 住 所 〒  |          |                          |       |
|       |                                    | 申請者 氏 名  |          |                          |       |
|       |                                    | 電話番号   |          |                          |       |
|       |                                    | E-mail   |          |                          |       |
| 1     | 結婚式等を実施した日                         |  |          | 年                        | 月 日   |
| 2     | 結婚式等を実施した会場                        | (所在地)<br>(会場名)<br>(電話番号)   |          |                          |       |
| 3     | 結婚式等に要した経費（要綱第5条に定める補助対象経費に限る。）※注1 |  |          | 円                        |       |
| 4     | 補助金申請額<br>(上記3の額の1/2、千円未満切り捨て)     |  |          | 円<br>(申請額：上限額 100,000 円) |       |
| 5     | 振込先<br>(申請者名義の口座)                  | 銀行 信用組合  | 金融機関コード  | 支店                       | 店舗コード |
|       |                                    | 信用金庫 農協  |          | 出張所                      |       |
|       |                                    | 口座種別   | 普通・当座・貯蓄 | 口座番号                     |       |
|       | (カナ)<br>口座名義人                      |  |          |                          |       |
| 6     | 申立・確認事項<br>(☑チェックをしてください。)         | <input type="checkbox"/> 結婚式等を実施した日から、1年以上山口県内に居住する予定です。<br><input type="checkbox"/> 配偶者等を含め過去に本補助金の給付を受けたことはありません。<br><input type="checkbox"/> 配偶者等を含め暴力団員でなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係はありません。<br><input type="checkbox"/> 今回申請する書類（領収書及び明細書の原本）について、5年間保管します。  |          |                          |       |
| 7     | 配偶者等の氏名及び住所                        | (氏名)<br>(住所)   |          |                          |       |
| 8     | 添付書類<br>(☑チェックをしてください。)            | <input type="checkbox"/> 申請者の住民票（本人分のみで可。世帯全員の写しは不要）<br>※申請日前3か月以内に発行されたもの<br><input type="checkbox"/> 結婚式等に要した経費の内訳がわかる領収書及び明細書等の写し<br>(必ず県内業者のものであること)<br><input type="checkbox"/> 山口県新型コロナウイルス対応ウェディング応援事業補助金に係る感染防止対策証明書<br>(別紙) ※結婚式等を開催した会場等に証明を依頼してください。<br><input type="checkbox"/> 振込先口座確認書類（申請者名義の通帳の口座等情報が確認できる部分の写し） |          |                          |       |

※注1：補助対象経費が20万円を超える場合は、「200,000円」と記載することができます。

※必ず裏面も御確認ください。(＜申請にあたっての注意事項＞を記載しています。)

## ＜申請にあたっての注意事項＞

□申請ができる方は、以下の全てに該当する方です。

- ①申請時点で、山口県内に住民票を有している方（カップルのうちどちらかが該当していれば可）
- ②令和4年4月1日から令和5年1月31日までの間に結婚式等を実施した方
- ③感染防止対策を講じた上で、山口県内で結婚式等を実施した方
- ④結婚式等を実施した日から、1年以上山口県内に居住する予定の方
- ⑤配偶者等を含め、過去に本補助金の給付を受けていない方
- ⑥配偶者等を含め、暴力団員でなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方

□以下に記載の補助対象経費を「3 結婚式等に要した経費」に記入してください。

（補助対象経費が、20万円を超える場合は、「200,000円」と記載することができます。）

【記入例】補助対象経費が20万円以上の場合→「200,000円」と記入

補助対象経費が10万円の場合→「100,000円」と記入

| 補助対象経費   | 補助対象外経費  |
|--|--|
| 挙式料、会場使用料、貸衣装、ヘアメイク・着付け、写真・映像、司会、音響、プロジェクト使用料、装花等その他の結婚式等の実施に直接必要な経費<br>※結婚式場等事業者が提供するいわゆるパックプランにより結婚式等を実施した場合など、補助対象経費と右記の補助対象外経費の内訳が明細書で明確に区分できない場合は、その支払総額の1/2の額<br>※補助対象経費にかかるサービス料及び消費税については、補助対象経費に加えることができます。<br>※本社又は支社、営業所等を山口県内に有していない事業者を利用したものは除きます。 | 飲食代、引出物、招待状・席次等の印刷物等出席者の人数に応じて変動する経費、二次会経費、バス・タクシー等の移動費、旅行・宿泊費、結婚指輪代、衣装購入費、親族の貸衣装代、余興にかかる謝礼等 |

□「4 補助金申請額」は、補助対象経費の1/2の額となります。ただし、千円未満切り捨て、10万円を限度とします。「補助対象経費の額×1/2」と「上限額（100,000円）」を比較し、低い額を「補助金申請額」に記入してください。

【記入例】補助対象経費が20万円以上の場合→「100,000円」と記入

補助対象経費が10万円の場合→1/2の額の「50,000円」と記入

□申請書の「6 申立・確認事項」及び「8 添付書類」のすべてのチェック欄（□）を御確認の上、チェックをしてください。

□申請書の提出先について

（郵送の場合）

〒783-8501 山口市滝町1番1号

山口県子ども政策課「新型コロナ対応ウェディング応援事業補助金担当」宛

（電子申請の場合）

wedding@pref.yamaguchi.lg.jp

□今回、申請する書類（領収書及び明細書等の原本）については、5年間保管してください。

別紙

新型コロナウイルス対応ウエディング応援事業補助金に係る感染防止対策証明書

年 月 日

山口県知事 様

(結婚式場等事業者)

所在地

名 称

役職・代表者名

(電話 局 番)

担当者名

下記について、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会及び一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会が策定した結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づく新型コロナウイルス感染防止対策を講じた結婚式等を実施したことを証明します。

記

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| 結婚式等を実施した会場名                    |       |
| 新型コロナウイルス対応ウエディング<br>応援事業 申請者氏名 |       |
| 配偶者等の氏名                         |       |
| 結婚式等を実施した日                      | 年 月 日 |